

4. 分野別の整備方針

4-1. 土地利用の方針

全体構想を実現するための「土地利用の方針」を以下のとおり定めます。

(1) 基本方針

基本方針1 豊かな自然環境と優良農地の保全・活用

伊那谷の豊かな自然環境を地域の重要な資源と位置づけ、中央アルプスの山々や清流、森林、田園風景など、地域固有の自然環境の保全と活用を図るとともに、自然景観や生態系の維持に努めるなど、自然との調和を重視したむらづくりを推進します。

また、農業生産を支える優良農地の保全に加え、保安林などの森林が持つ多面的な機能を維持・保全しながら、観光・交流を支えるレクリエーションなどへの活用を図ります。

基本方針2 無秩序な市街地の拡大抑制と計画的な土地利用誘導

用途地域指定区域外での農地転用、特に住宅用地への転用が多い傾向にあり、無秩序な市街地の拡大に繋がるおそれがあるため、土地利用の方針に基づく計画的な土地利用誘導を図ります。また、生活に必要な機能を村民が利用しやすい場所に集約・維持することで、利便性の高い拠点を形成し、既存のインフラ基盤を有効活用することで、無秩序な市街地の拡大を抑制し、コンパクトなむらづくりを推進します。

基本方針3 空き家・低未利用地の適切な管理・活用と良好な住環境の形成

近年、新築住宅件数はおおむね横ばいで推移していますが、将来的な人口減少の進行に伴い、空き家や低未利用地の増加が懸念されます。そのため、移住・定住施策との連携を図りながら、これらの適切な管理と活用を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

基本方針4 産業・商業機能の活性化と雇用の創出

商業・娯楽施設の不足が指摘されている住民ニーズを踏まえ、周辺自治体との広域的な連携を検討しながら、国道153号や国道153号伊那バイパス沿線など、村民がアクセスしやすい場所における商業・サービス機能の充実と利便性の向上を図ります。

また、若年層や生産年齢人口の定着、多様な産業・雇用機会の創出を図るため、北殿工業団地、田畑工業団地、北原工業団地、南原工業団地などの機能維持・強化を進めるとともに、上伊那地域における地域未来投資促進法の基本計画で定める「重点促進区域」等において、周辺の自然環境や営農環境との調和を図りながら、産業集積の促進を図ります。

基本方針5 再生可能エネルギーの導入促進

南箕輪村太陽光発電施設の設置等に関する条例により、太陽光発電施設の適正な立地を誘導します。一般住宅・事業者等においては、既存の補助金を活用し、屋根ソーラーの導入を推進するとともに、発電した電気の有効活用や、災害対応を考慮した蓄電池設備の導入を促進します。

熱利用の多い公共施設において、太陽熱の利用可能性を検討します。また、太陽熱利用、ペレットストーブ、薪ストーブ・ボイラー等の木質バイオマスの利用を推進するとともに、農業残さ※、下水汚泥、食品廃棄物等の有機バイオマスの利用について検討します。

※農業残さ：作物のうち収穫しきれなかった茎や根等の部分のことで、放置すると病虫害の温床となる可能性があるため、肥料や燃料として再利用するなどして適切に処理する必要がある。

(2) 土地利用区分別の基本方針

将来都市構造におけるゾーンの設定に対応した「土地利用区分別の基本方針」を以下のとおり定めます。

表 4-1 土地利用区分別の基本方針

ゾーン (将来都市構造)	土地利用区分	基本方針
市街地 ゾーン	住宅地	用途地域の指定による住宅系の土地利用や建物立地の誘導を継続するとともに、空き家や低未利用地の適切な管理・活用を通じて、良好な居住環境の形成を図ります。
	商業・業務地	用途地域の指定による商業・業務系の土地利用や建物立地の誘導を継続するとともに、(主)伊那インター線沿道の商業・業務地については、伊那 IC が近い立地を活かし、商業・業務施設の集積を図ります。 また、用途地域指定区域外に位置する国道 153 号及び国道 153 号伊那バイパス沿道の商業・業務地については、土地利用の動向を踏まえ、必要に応じて土地利用の誘導や規制に関する都市計画制度の導入を検討します。
	工業地	用途地域の指定による工業系の土地利用や建物立地の誘導を継続するとともに、若年層や生産年齢人口の定着、多様な産業・雇用機会の創出を図るため、工業団地の機能維持・強化を進め、企業誘致を推進します。 また、用途地域指定区域外に位置する工業団地については、周辺の営農環境との調和に配慮した整備を推進します。
緑住共生 ゾーン	既存集落・住宅地	用途地域指定区域外で公共下水道が整備された既存集落・住宅地については、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な土地利用を誘導するため、新規就農者や移住者などの居住の受け皿として位置づけ、周辺の自然環境や営農環境との調和を図りながら、良好な住環境の維持・形成を図ります。 また、土地利用の動向を踏まえ、必要に応じて土地利用の誘導や規制に関する都市計画制度の導入を検討します。
農業 ゾーン	農用地	本村の農業生産を支える農業振興地域内に分布する農用地については、地域内外から幅広く農地の受け手を確保し、優良農地として保全することを基本とします。 また、農地を住宅用地や工業用地へ転用する際には、周辺の営農環境に十分配慮し、計画的な整備に努めます。
森林 ゾーン	保安林	大芝公園や河岸段丘に分布する保安林については、保安林が持つ多面的な機能の維持・保全を図ります。
	普通林	伊那谷特有の河岸段丘林や市街地に分布する樹林地などの普通林については、周辺環境との調和を図りながら、観光・交流、レクリエーション、自然観察の場として保全・活用を図ります。

(3) 土地利用の方針図

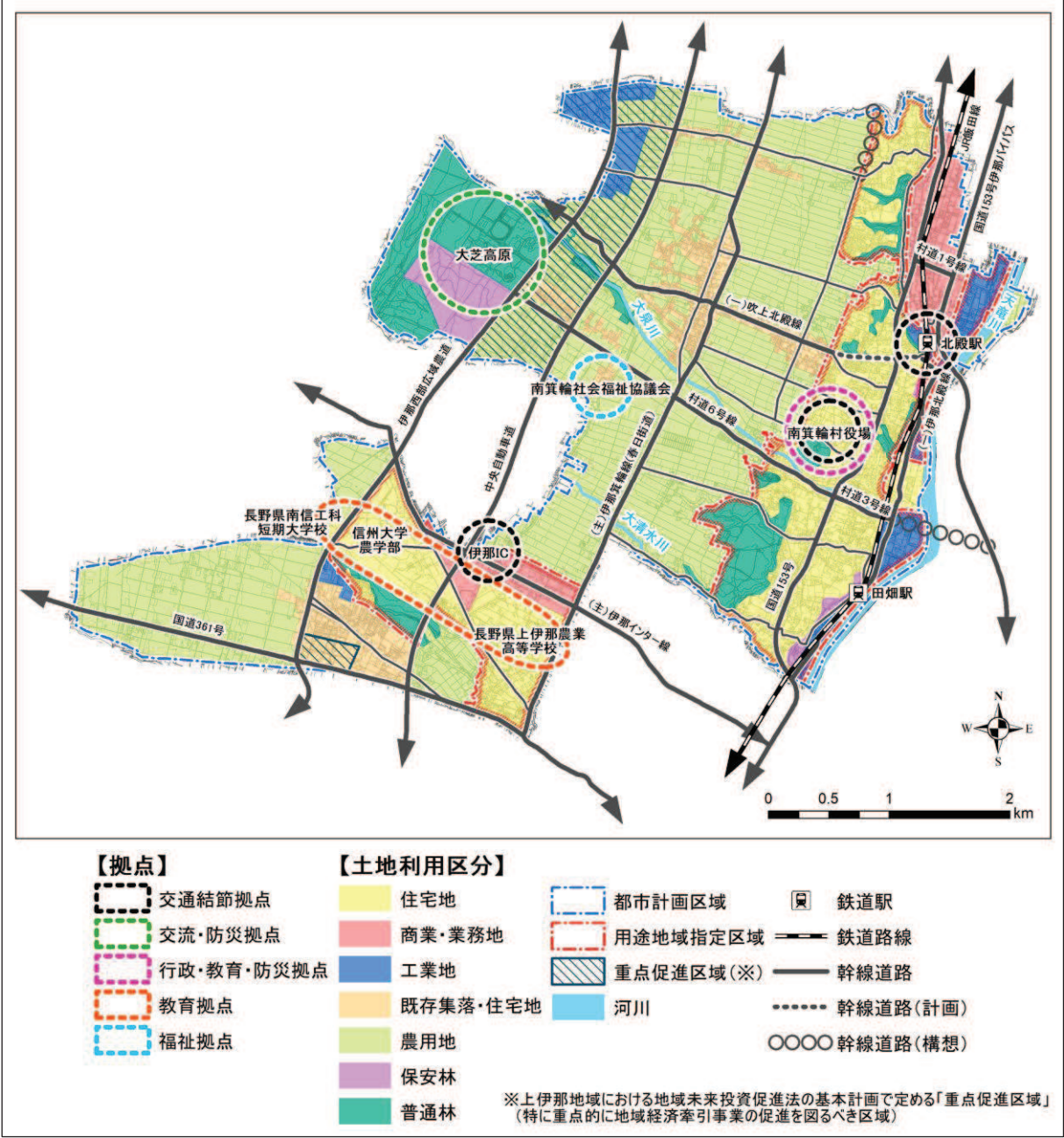


図 4-1 土地利用の方針図

(4) 土地利用に関する上位・関連計画

本計画で定める「土地利用の方針」と整合・調整を図りながら、上位・関連計画の策定や見直し、個別・具体的な取組を進めます。

表 4-2 土地利用に関する主な上位・関連計画

● 国土利用計画(南箕輪村計画)	● 南箕輪村地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)
● 南箕輪村空家等対策計画	
● 上伊那地域における地域未来投資促進法の基本計画	● 南箕輪村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

4-2. 道路・交通施設整備の方針

全体構想を実現するための「道路・交通施設整備の方針」を以下のとおり定めます。

(1) 基本方針

基本方針1 円滑な交通流動を促す道路ネットワークの構築

本村の幹線道路網は南北方向が充実している一方で、東西方向がやや脆弱であることを踏まえ、将来の人口動向を考慮しながら、東西方向を結ぶ道路の走行性及び安全性の維持・向上に向けた整備を推進し、円滑な交通流動を促す道路ネットワークの構築を図ります。

また、将来都市構造において「交通結節拠点」として位置づけている中央自動車道伊那 IC、北殿駅、南箕輪村役場周辺において、広域的な道路交通及び公共交通の結節点としてのアクセシビリティ・利便性の向上を図ります。

表 4-3 道路機能分担・整備方針

軸 (将来都市構造)	道路機能区分	対象路線	整備方針
広域 連携軸	広域幹線道路	- 中央自動車道 - 国道 153 号 - 国道 153 号伊那バイパス	広域的な圏域間や都市間の連携、産業活動の支援、災害発生時の緊急輸送路など、様々な機能を有する道路として整備を推進し、広域連携の強化を図ります。
都市間 連携軸	都市間幹線道路	- 国道 361 号 (主)伊那インター線 (主)伊那箕輪線 - 伊那西部広域農道	- 周辺都市との連携や村内の拠点間を結ぶ道路として、走行性及び安全性の維持・向上に向けた整備を推進します。 - また、伊那西部広域農道については、営農活動を支える作物輸送等の役割を担う広域農道としての機能確保を図ります。
都市内 連携軸	都市内幹線道路	(一)伊那北殿線 (一)吹上北殿線 - 村道 1 号線 - 村道 6 号線 - 村道 3 号線	- 都市間幹線道路を補完し、村内の拠点間や地域間を結ぶ道路として、走行性及び安全性の維持・向上に向けた整備を推進します。 - 本村の東西方向を結び、国道 153 号伊那バイパスへ接続できる道路を、事業化に向けて検討を進めます。((都)北殿大泉線、(都)北殿下段線) - 上伊那地域幹線道路網構想路線のうち、本村の東西方向を結び、国道 153 号伊那バイパスへ接続する路線を位置づけます。(田畑～伊那市福島間)
	補助幹線道路	主要村道^{※1}	- 都市間幹線道路や都市内幹線道路を補完し、村内の移動を支える道路として、通過交通の流入抑制や安全性の維持・向上に向けた整備を推進します。 - 上伊那地域幹線道路網構想路線のうち、箕輪町方面へ接続する路線を位置づけます。

※1 主に南箕輪村舗装修繕計画の対象道路である各種施設へアクセスする道路や生活道路などの主要村道(都市内幹線道路に設定している村道を除く)

基本方針 2

長期末整備都市計画道路の見直しと計画的整備の推進

本村では、平成 29 年（2017 年）に第 1 回都市計画道路見直しを行い、都市計画道路の廃止及び変更を実施しました。

長期間にわたり未整備となっている都市計画道路については、道路ネットワークの連続性の確保や整備の困難性といった観点から課題を抱える区間があるため、将来の人口動向を踏まえつつ、将来都市構造の形成に資する道路ネットワークのあり方や、路線が果たすべき機能、整備の実現性・必要性などの総合的な観点から見直しを行い、必要度の高い路線から順次整備を推進します。

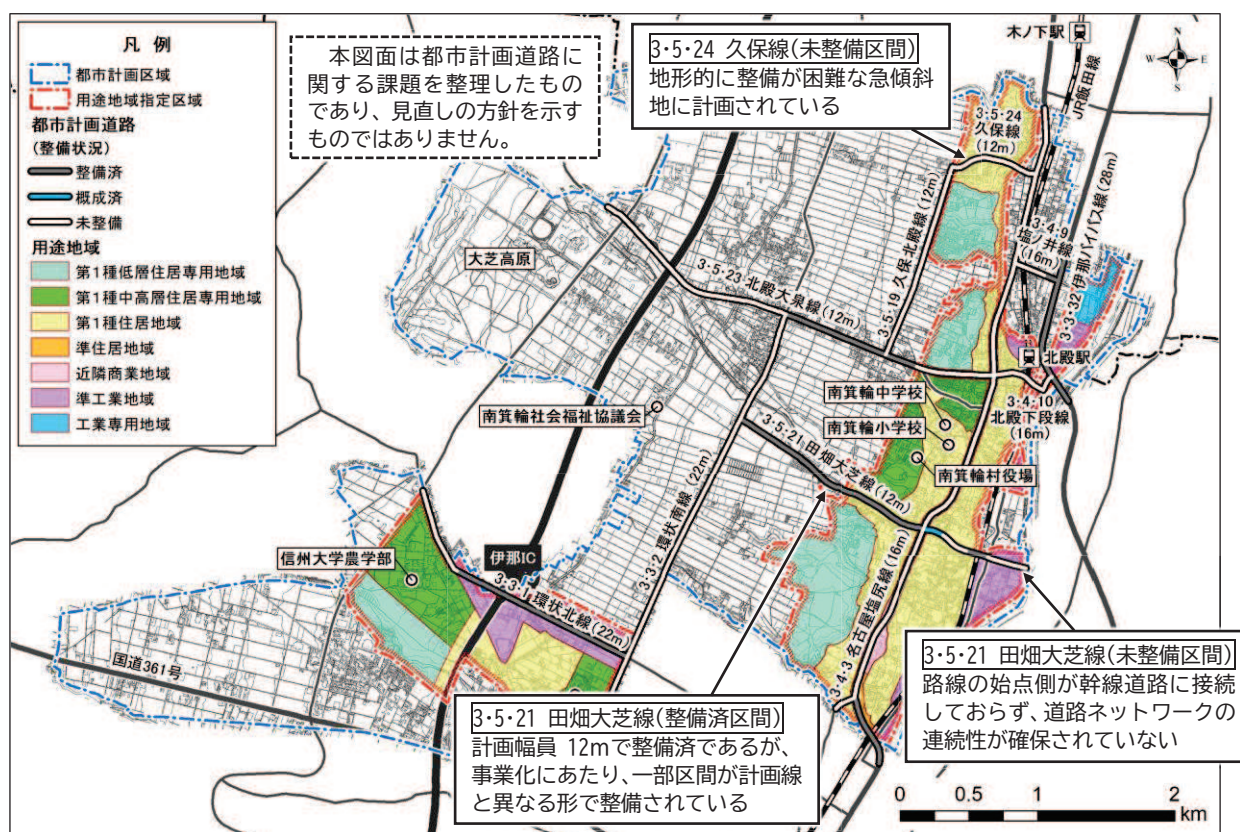


図 4-2 都市計画道路に関する課題図

基本方針 3

全ての利用者にとって安全で快適な道路空間の創出

国道 153 号、国道 153 号伊那バイパス、(主)伊那箕輪線、(主)伊那インター線などの幹線道路の交差点周辺や生活道路における交通事故への対応、歩行者の通行のしやすさ、通学路の安全確保に向けた住民ニーズを踏まえ、幹線道路・生活道路・通学路における安全確保に向けた整備を推進します。

基本方針 4 公共交通の利便性向上と利用促進

村内を運行する JR 飯田線やバスの利用者数は減少傾向にあり、公共交通による移動への村民の満足度が低い状況を踏まえ、北殿駅や南箕輪村役場などの交通結節点の機能強化や、鉄道とバスの相互連携の強化を図り、公共交通利用者の利便性向上と利用促進に努めます。

また、村民の生活を支える中核的な医療機関や商業施設などが本村周辺の自治体に立地している状況を踏まえ、周辺自治体との広域的な連携による公共交通ネットワークの形成を図ります。

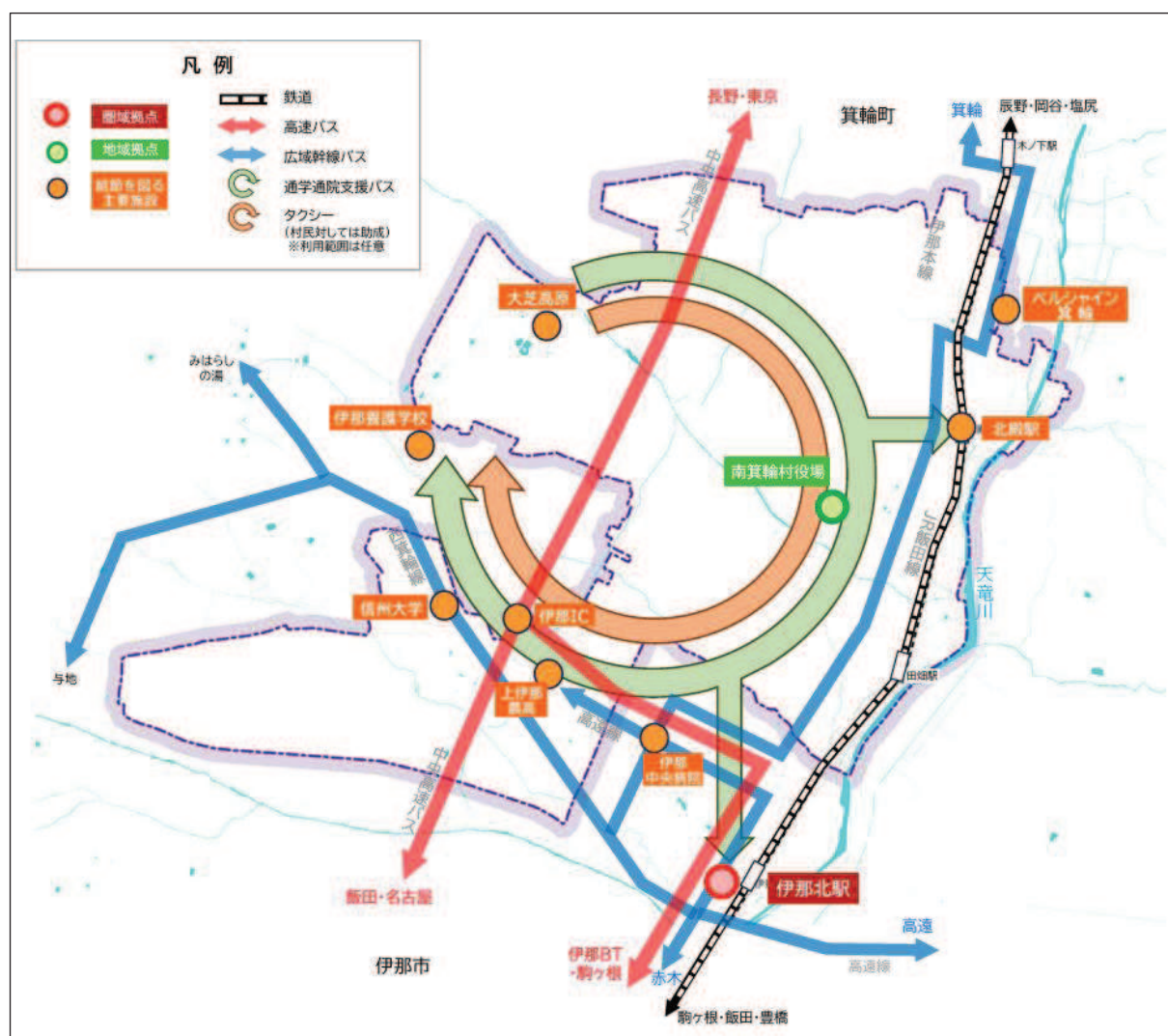


図 4-3 将来の公共交通体系のイメージ

出典：南箕輪村「南箕輪村地域公共交通計画（令和7年3月）」

(2) 幹線道路網整備の方針図

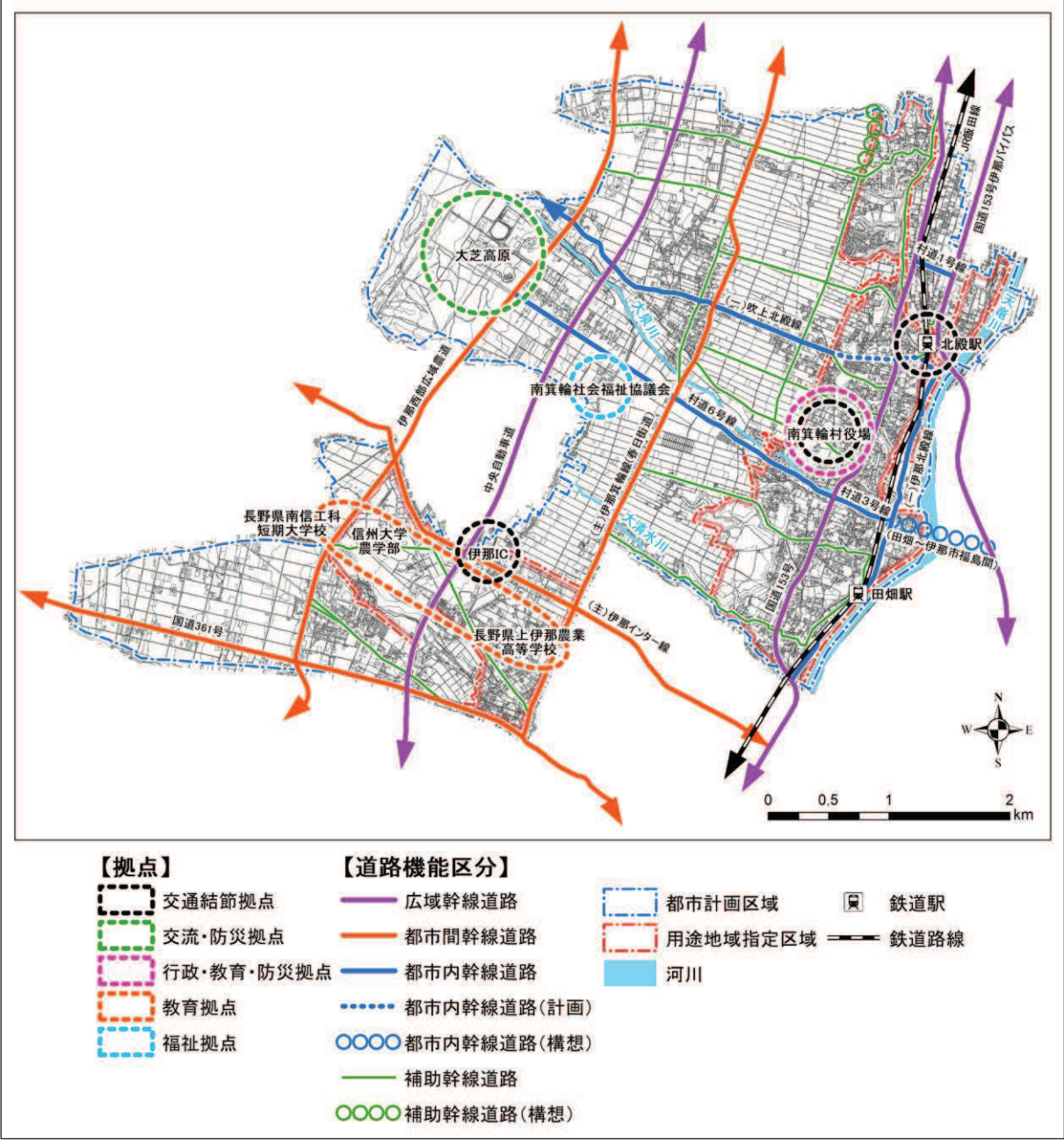


図 4-4 幹線道路網整備の方針図

(3) 道路・交通施設整備に関する上位・関連計画

本計画で定める「道路・交通施設整備の方針」と整合・調整を図りながら、上位・関連計画の策定や見直し、個別・具体的な取組を進めます。

表 4-4 道路・交通施設整備に関する主な上位・関連計画

● 南箕輪村舗装繕計画	● 南箕輪村地域公共交通計画
● 橋梁長寿命化修繕計画	

4-3. 自然環境保全と公園・緑地整備の方針

全体構想を実現するための「自然環境保全と公園・緑地整備の方針」を以下のとおり定めます。

(1) 基本方針

基本方針1 雄大な自然環境の保全・活用

本村は、西に中央アルプス、東に南アルプスを望み、広大な扇状地には緑豊かな田園地帯が広がるなど、伊那谷有数の美しい自然景観に恵まれています。こうした地域固有の自然環境を地域の重要な資源として捉え、保安林などの森林が持つ多面的な機能をグリーンインフラとして位置づけ、維持・保全を図るとともに、観光・交流、レクリエーション、自然観察の場として利活用を図ります。また、松くい虫等の病害虫の被害対策を踏まえた森林整備を推進します。

基本方針2 身近で利用しやすい公園・緑地の適正配置と機能維持・強化

公園やスポーツ施設、こどもの遊び場が身近にないという住民ニーズを踏まえ、将来の人口動向を考慮しながら、身近で利用しやすい公園・緑地の適正配置を図ります。また、既存の公園・緑地についても、機能の維持・強化を検討し、地域住民の憩いの場となるよう整備を推進します。

さらに、公共施設や住宅地などの緑化の推進や、住民と連携した公園・緑地の維持・管理体制の構築を通じて、より質の高い緑地環境の保全・創出を図るとともに、散策路や林道、水辺などの連続的な自然空間の整備を進め、自然とのふれあいを促進します。

基本方針3 交流・防災を支える大芝高原の機能強化

将来都市構造で「交流・防災拠点」として位置づけている大芝高原について、施設整備の推進が特に重視されている住民ニーズを踏まえ、誰もが安心して楽しめるユニバーサルツーリズムの推進や、防災機能を有する道の駅としての機能強化に向けた整備を推進し、交流・防災を支える拠点としての機能強化を図ります。

(2) 自然環境保全と公園・緑地整備の方針図



図 4-5 自然環境保全と公園・緑地整備の方針図

(3) 自然環境保全と公園・緑地整備に関する上位・関連計画

本計画で定める「自然環境保全と公園・緑地整備の方針」と整合・調整を図りながら、上位・関連計画の策定や見直し、個別・具体的な取組を進めます。

表 4-5 自然環境保全と公園・緑地整備に関する主な上位・関連計画

● 大芝高原将来ビジョン	● 南箕輪村森林整備計画
● 大芝高原施設整備計画	● 南箕輪村緑の基本計画
● 大芝高原森林づくり計画	

4-4. 景観形成の方針

全体構想を実現するための「景観形成の方針」を以下のとおり定めます。

(1) 基本方針

基本方針1 豊かな自然が織りなす雄大な景観の保全と継承

本村は、平成27年（2015年）に「景観行政団体」となり、「南箕輪村景観計画」を策定することで、村独自の景観形成を推進できるようになりました。

大芝高原や身近な森林景観、中央アルプスや南アルプスの山岳景観、扇状地の田園景観などの保全を重視する住民ニーズを踏まえ、本村の豊かな自然が織りなす雄大な景観の保全と継承を図ります。

基本方針2 住民の生活に調和した街並み・沿道景観の形成

村全体の景観に対する満足度が高い一方で、道路沿道の街並み景観については満足度が低いという住民ニーズを踏まえ、幹線道路や主要な生活道路の沿道において、屋外広告物の適正な規制や地域に調和した建築物の誘導など、屋外広告物条例や南箕輪村景観計画に基づく取組を進め、住民の生活に調和した街並み・沿道景観の形成を図ります。

基本方針3 住民との協働による景観づくりの推進

本村の景観形成を進めていく上では、住民の景観への意識向上や景観保全に取り組む団体・組織との連携が必要です。そのため、住民が地域の景観に関心を持ち、景観への理解を深めてもらえるよう景観に関する啓発活動や表彰制度を用いながら景観への意識向上を図ります。

また、三風の会※など景観形成に取り組む団体・組織と協働で景観形成に取り組めます。

※三風の会：伊那谷の生きた遺産として「風土・風景・風格」を継承するため、産官学、住民がチームとなって「三風の会」を発足。現在、伊那西部広域農道をモデルライン「伊那谷風土記街道」に設定し、必要な看板については、三風モデルのデザインマニュアルに沿ったものへの統一を目指している。

(2) 景観計画区域の地域区分

南箕輪村景観計画で設定されている「景観計画区域の地域区分」に基づいて、村の特性を活かした景観形成を推進します。

表 4-6 景観計画区域の地域区分

区分の種類	地域区分	地域の特徴
面の 景観区域	山地・山林地域	広範囲に樹木が密に生育している地域
	田園地域	主に農地の地域で、住宅が点在する地域も含む
	住居地域	主要な構成が住宅で、店舗及び農地を含む地域
	商工業地域	都市計画法により、工業専用地域・準工業地域に指定されている地域と周辺の住宅地及び農地を含む地域
軸の 景観区域	河川	河川沿いに帯状に形成され、景観の形成が必要な河川の両側 18 mの地域
	段丘	細い帯状に緑地が形成されている地域
	沿道	主要幹線道路及び景観の保全育成が必要な道路の両側 30m、または 100mの地域

(3) 景観形成の方針図

基本方針及び景観計画区域の地域区分を踏まえ、「景観形成の方針図」を以下のとおり定めます。

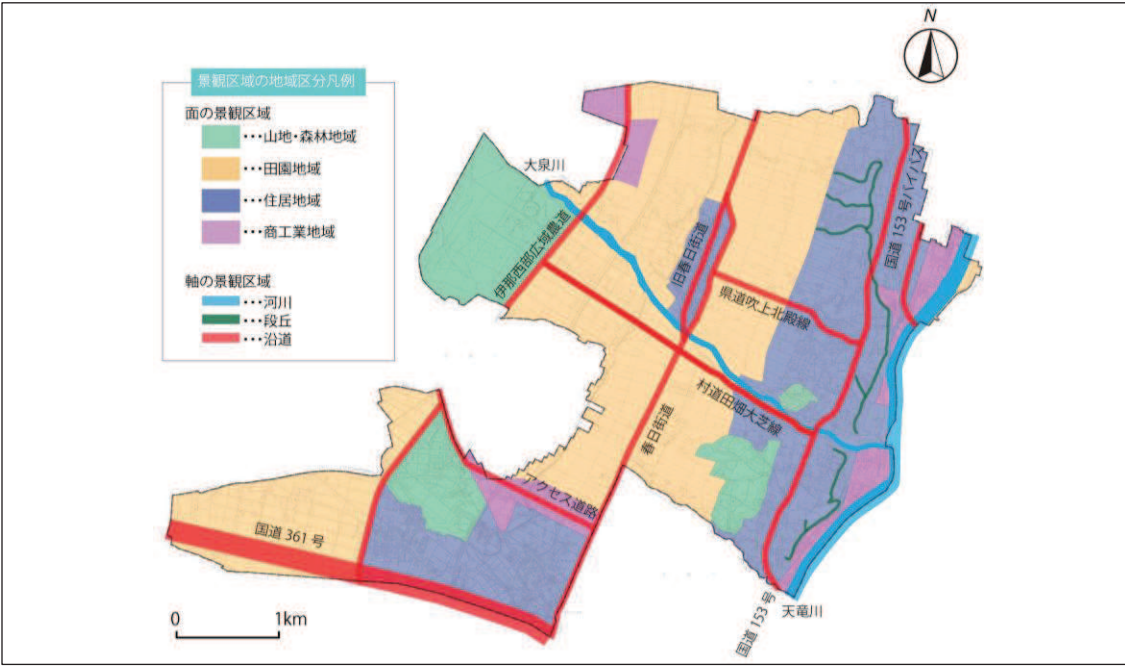


図 4-6 景観形成の方針図（景観計画区域の地域区分）

出典：南箕輪村「南箕輪村景観計画（平成 27 年 7 月）」

(4) 景観形成に関する上位・関連計画

本計画で定める「景観形成の方針」と整合・調整を図りながら、上位・関連計画の策定や見直し、個別・具体的な取組を進めます。

表 4-7 景観形成に関する主な上位・関連計画

● 南箕輪村景観計画

4 - 5. 都市防災の方針

全体構想を実現するための「都市防災の方針」を以下のとおり定めます。

(1) 基本方針

基本方針 1 土砂災害・洪水災害に対する防災・減災対策の推進

本村では、土砂災害や洪水災害によるリスクがある場所や避難所・避難場所などをまとめた防災マップ（ハザードマップ）を作成し、住民への周知を行っています。

用途地域指定区域内の河岸段丘や斜面地には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、一部には住宅地も含まれています。このため、土砂災害防止に向けた法面対策や砂防施設の整備を推進します。

また、天竜川、大泉川、大清水川の沿岸では、広範囲に洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）が指定されており、特に国道 153 号伊那バイパス沿線や工業団地、福祉施設が集積するエリアも含まれていることから、浸水リスクの低減に向けた流域治水や河川改修などの対策を推進します。

基本方針 2 大規模地震に対する防災・減災対策の推進

本村は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているほか、伊那谷活断層による大規模災害の発生が懸念されていることから、インフラ施設や建物の耐震化など、大規模地震に対する防災・減災対策を推進します。

基本方針 3 防災拠点等の機能維持・強化と避難体制の充実

村内には、南箕輪村地域防災計画に位置づけられた広域防災拠点である道の駅「大芝高原」が整備されており、その防災機能の向上に向けた整備を推進するとともに、各災害に対応した避難所・避難場所や福祉避難所の維持・確保を図ります。

また、災害時の対応力を高めるため、地域防災訓練の実施や情報伝達体制の充実、避難経路の確保など、行政と住民の協働による避難体制の強化を図ります。

基本方針 4 緊急輸送道路の整備及び機能強化

緊急輸送道路に指定されている中央自動車道、国道 153 号、国道 361 号、(主)伊那インター線等について、広域的な地域連携や主要な防災拠点を連絡する道路として、緊急時の機能維持に向けた整備・強化を図ります。

(2) 都市防災の方針図



図 4-7 都市防災の方針図

(3) 都市防災に関する上位・関連計画

本計画で定める「都市防災の方針」と整合・調整を図りながら、上位・関連計画の策定や見直し、個別・具体的な取組を進めます。

表 4-8 都市防災に関する主な上位・関連計画

● 南箕輪村地域防災計画	● 南箕輪村耐震改修促進計画
● 南箕輪村強靱化計画	

4-6. 上下水道整備の方針

全体構想を実現するための「上下水道整備の方針」を以下のとおり定めます。

(1) 基本方針

基本方針1 上下水道施設の適切な維持管理と機能維持

本村では、公共下水道（汚水）の整備がおおむね完了しており、生活を支えるインフラ基盤が整ったことで、移住者などの居住の受け皿となっています。今後は、上下水道施設について、管路や処理施設の老朽化対策、耐震化、更新・長寿命化を計画的に進め、安定的な水の供給と排水機能の確保を図ります。

また、公共下水道全体計画区域の見直しにあたっては、将来の人口動向や土地利用の方針を踏まえ、無秩序な市街地の拡大を抑制し、持続可能な施設運営と計画的な土地利用が図られるよう努めます。

基本方針② 公共下水道未整備区域における生活排水処理の推進

公共下水道事業計画区域外の地域においては、個人設置型浄化槽の設置により生活排水を適切に処理する取組を推進し、衛生的な生活環境の確保に努めます。

(2) 上下水道整備の方針図

1) 上水道

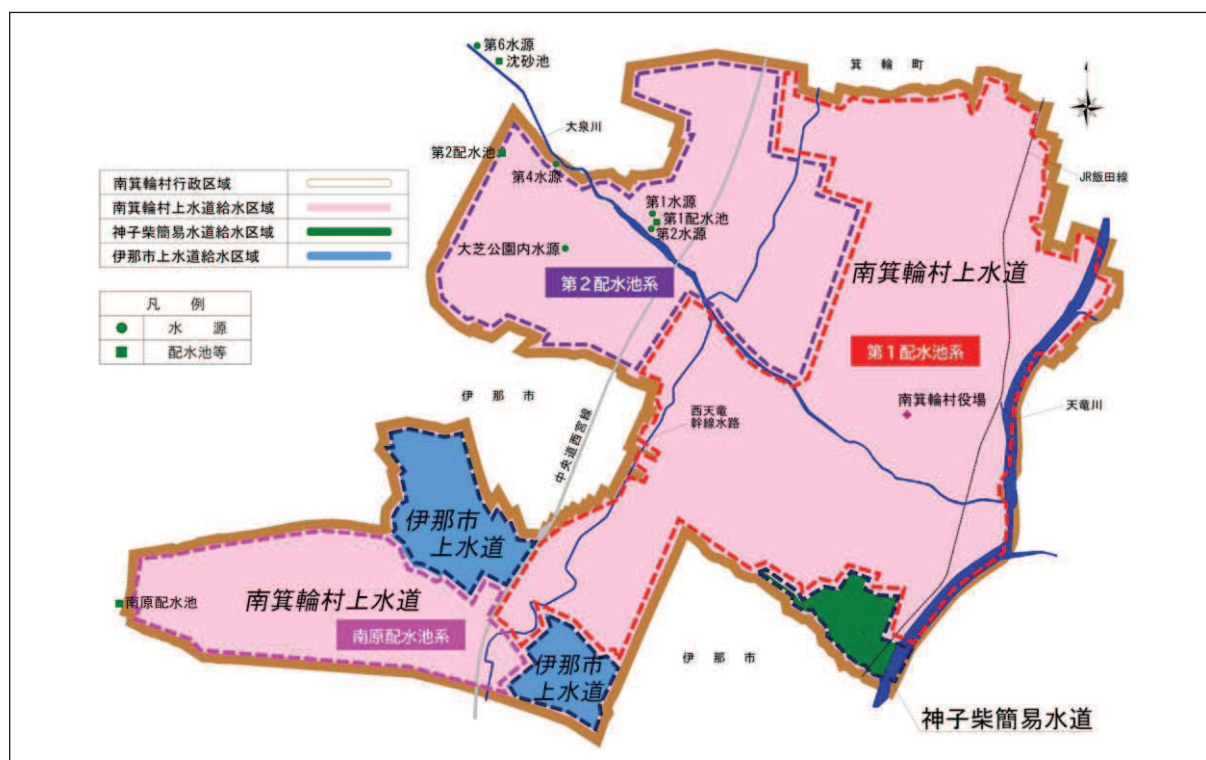


図 4-8 上水道整備の方針図（給水区域・配水池系統）

出典：南箕輪村「南箕輪村水道ビジョン(令和4年3月)」

2) 下水道

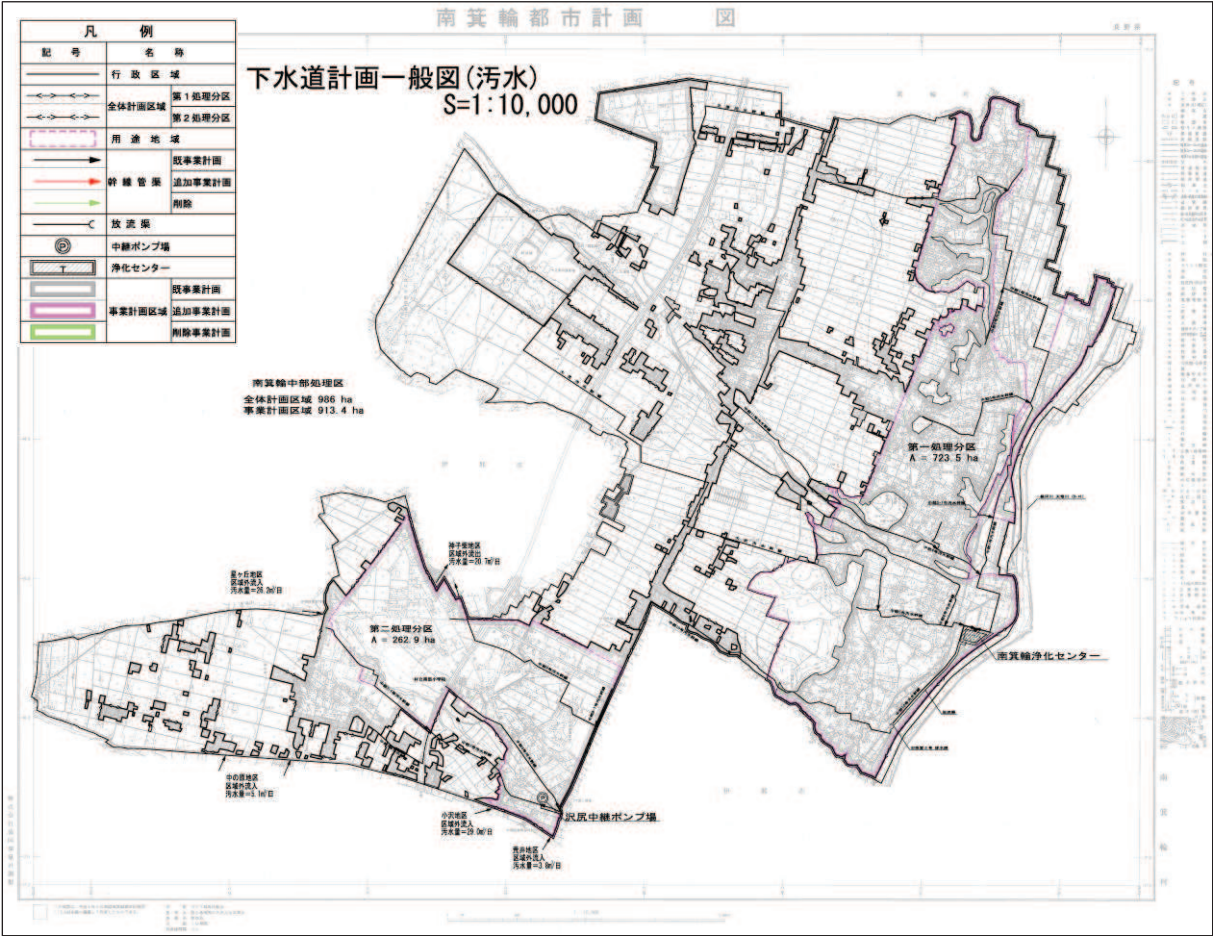


図 4-9 下水道整備の方針図（下水道計画一般図※）

出典：南箕輪村「下水道計画一般図(汚水)(令和3年2月12日時点)」

※ 令和8年3月更新予定

(3) 上下水道整備に関する上位・関連計画

本計画で定める「上下水道整備の方針」と整合・調整を図りながら、上位・関連計画の策定や見直し、個別・具体的な取組を進めます。

表 4-9 上下水道整備に関する主な上位・関連計画

● 南箕輪村水道ビジョン	● 上下水道アセットマネジメント
● 南箕輪村水道事業経営戦略	● 公共下水道全体計画
● 南箕輪村下水道事業経営戦略	● 公共下水道事業計画
● 南箕輪村公共下水道ストックマネジメント ト修繕・改築計画	● 下水道総合地震対策計画
	● 南箕輪村上下水道耐震化計画